（様式第２号）

貸付協定書

　(目的)

第１条　つくば市（以下「甲」という。）及び開設者 （以下「乙」という。)は、市民農園の用に供する農地(以下「特定貸付農地」という。)の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

　(協定の区域)

第２条　この協定の区域は次に掲げる土地とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 土地の所在 | 現況地目 | 登記地目 | 面積(㎡) |
|  |  |  |  |  |

　(特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第３条　乙は、特定農地貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

２　乙は、借受者が契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地(以下「借受農地」という。)の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

３　乙は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

４　乙は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、甲は、乙から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意をもって対応するものとする。

　(特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要　 な事項)

第４条　乙は、市民農園の整備に当たり既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

２　乙は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

３　甲は、乙から第１項及び第２項に関して指導等の要請があったときには、誠意をもって協力するものとする。

　(特定農地貸付を中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利　 用等を確保するために必要な事項)

第５条　乙は、特定農地貸付法第３条第４項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは、廃止するときには、市民農園の用地を原状に回復し、自ら当該農地を適切に農業的利用を行うものとする。なお、乙自ら当該農地を農業的利用に適切に利用することが困難な場合等のときは、甲が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。

２　乙は、特定農地貸付けを廃止する場合には、３ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。

３　乙は、特定農地貸付法第３条第４項の規定による特定農地貸付規定の承認の取り消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の斡旋を行うものとする。

　(協定の実施状況についての報告に関する事項)

第６条　乙は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、甲に定期的に報告しなければならない。

　(実施調査等)

第７条　甲は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞取り等による調査を行うものとする。

(開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止)

第８条　甲は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

　この協定の証として本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　 年 　 月 日

　　　　　　甲　　　　　　　住　所　茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

氏　名 つくば市

　つくば市長　　　　　　　　　　印

　　　　　　乙　　　　　　　住　所

氏　名 　　　　　　 印